

2018 年 3 月 10 日

京都フットボール連盟  
加盟チーム代表者・監督殿

一般社団法人 京都府サッカー協会  
規律・フェアプレー委員長 永井 弘  
京都フットボール連盟

## 2018年度シーズンにおける懲戒罰規程適用に関する確認事項

### 警告・退場・退席に対する懲罰〔出場停止〕の適用方法

- \* 試合において、主審から警告・退場の通告を受けた競技者又は退席を受けた監督及びその他の関係者は、公益財団法人日本サッカー協会の基本規程に定められた〔懲罰規程〕に基づく罰則が適用されます。

上記に基づき、当連盟では、連盟主催大会懲罰規程を定めました。

各チームの代表者及び監督は、この内容を熟知し、支配下の選手毎の違反行為（警告・退場）に付いて、（一社）京都府サッカー協会規律・フェアプレー委員長からの処分通知を厳正に適応お願い致します。

**「連盟主催の公式戦で科せられた懲罰に対して、JFA 不服申立委員会に当事者が不服申立てできる。（3試合以上・2か月以上の出場停止が対象。JFA に事務手数料 10,800 円必要）」**

なお、この規程に対して、その適応に不適切（出場停止であるのに試合に出場した等）があった場合は、当事者及びチーム代表者・監督に対して罰則が適用されますので、くれぐれも誤りのないよう留意して下さい。

**不服申立てを行なったとしても、不服申立委員会の決定が確定するまでの間に行われる試合については、一審で決定した懲罰は適用されることになります。**

#### 〔資料の内容〕

1. 懲戒規程の適応に関する確認事項
2. 付記

以上

監督は常に選手に対してフェアプレーを指導して下さい。

## FAIRPLAY CHECK LIST

### フェアプレーチェックリスト

#### 1 対戦相手に対して

- \* 対戦相手は敵ではなくサッカーを楽しむ大切な仲間
- \* 対戦相手を尊敬しルールに従う。
- \* 対戦相手を傷つけるような反則はしない。
- \* たとえ対戦相手に反則をされたとしても、報復行為をしない。
- \* 対戦相手に差別的・屈辱的な発言又は行為はしない。

#### 2 審判員に対して

- \* より良いサッカーを進めていく為の重要な役割を持っている人として、審判員を信頼し、尊敬する。
- \* ルール上の審判の役割を尊重して、素直に従う。
- \* 審判も、時にはミスをする人間で有ることを認識し、判定に異議が有ったとしても、それを言葉や行動で示さない。
- \* 審判員に差別的・屈辱的な発言又は行為はしない。

#### 3 競技委員や観客に対して

- \* 競技委員や観客など周囲の人々に対して差別的・屈辱的な発言又は行為はしない。

#### 4 競技場・施設・用具に対して

- \* より良いサッカーをするうえで無くてはならない物として大切に使用する。

## 懲戒基準適用に関する確認事項

### 1 適用する大会は、以下とする。

- ① 京都フットボールリーグ
- ② 京都1部リーグ決勝ラウンド
- ③ 京都トップリーグチャレンジマッチ
- ④ 全国クラブチームサッカー選手権京都大会
- ⑤ 全国社会人サッカー選手権京都大会
- ⑥ 京都FAカップ京都サッカー選手権大会 社会人代表決定戦
- ⑦ 各京都シニアサッカー大会
- ⑧ その他(公式戦)

### 2 適用についての確認事項

#### (1) 警告累積

A. 1チームの行う試合が8試合以下

- 警告累積2回により出場停止1試合とする

例表1

試合	1	2	3
処分	Y1	Y2	出場停止

\*Y1: 警告1回目、Y2: 警告2回目を表す

B. 1チームの行う試合が10試合以下(1部リーグ)

- 警告累積3回により出場停止1試合とする

例表2

試合	1	2	3	4
処分	Y1	Y2	Y3	出場停止

(2) 試合累積による出場停止の繰返し

- 警告累積による出場停止を繰返し場合は、出場停止2試合とする。

例表 3

試合	1	2	3	4	5	6	7
処分	Y1	Y2	出場 停止	Y1	Y2	出場 停止	出場 停止

例表 4

試合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
処分	Y1	Y2	Y3	出場 停止	Y1	Y2	Y3	出場 停止	出場 停止	

(3) 警告累積による出場停止処分の他大会の影響

- 警告累積出場停止処分は他大会には影響しない。

(4) 大会が終了すれば警告累積は消滅する。

(5) 同一試合中において2度の警告は警告累積に加算しない。

(6) 同一試合中において警告を受けた後に、警告とは関係なく退場となった場合、この警告は累積に加算される。

(7) 退場による処分停止の繰返し

(例 1) 同一試合中における2度の警告による退場の場合

- 同一大会において繰返し、2度目の退場処分となった場合、出場停止2試合

- 同一大会において3回以上繰返し場合は、(一社)京都府サッカー協会規律・フェアプレー委員会において検討する。

**\* 未消化の出場停止処分は、同一大会における次の公式戦で適用する又は同一大会終了及び敗退した時は、直近の公式戦か、翌年度の公式戦で消化する。**

(例 2) 1試合の出場停止処分の退場の場合

●同一大会で繰返し、2度目の退場処分となった場合、出場停止2試合とする。

例表 5

試合	1	2	3	4	5
処分	R1	出場 停止	R1	出場 停止	出場 停止

●同一大会において3回以上繰返した場合は、規律フェアプレー委員会において検討する。

出場停止の消化に関するルールの変更

退場による出場停止処分の扱いについて（第4条）

【現行】大会に関係なく次の公式試合に適用

リーグ戦 4/1	全社 4/8	FAカップ 4/15	全社 4/23	FAカップ 4/25	リーグ戦 4/30	FAカップ 5/1	リーグ戦 5/4	FAカップ 5/7
1試合 出場停止	×	3試合 出場停止	×1	×2	×3	○	○	○

【変更後】同一大会における次の試合に適用される

〔変更〕

リーグ戦 4/1	全社 4/8	FAカップ 4/15	全社 4/23	FAカップ 4/25	リーグ戦 4/30	FAカップ 5/1	リーグ戦 5/4	FAカップ 5/7
1試合 出場停止	○	3試合 出場停止	○	FAカップ ×1	リーグ戦 ×1	FAカップ ×2	○	FAカップ ×3

\*なお、同一大会内で出場停止処分が消化しきれない場合(大会の終了、大会からの敗退等の場合)、その出場停止処分は、順次、次の公式戦(本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合)に適用されます。

## 付 記

- 1 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為・審判員への侮辱、施設破損、その他重大な規律違反行為がなされた場合、(一社)京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会は行為を行なった選手、チームスタッフ等関係者を招集して事情聴取を行なうことがある。
- 2 出場停止対象試合が延期もしくは中止となった場合は、対象試合の直後に行なわれる懲罰適用上の大会の試合に変更する。
- 3 試合開始後、中止となった試合において警告・退場処分を受けた選手については(一社)京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会でその処分の取扱いを決定する。
4. **選手が移籍で未消化の出場停止がある場合など、大会間の伝達が必要な場合は当事者(選手／当核チーム)にある。**
5. 選手の出場停止、役員の退場処分の適用範囲は、次の通りとする。
  - (イ) 観客席で観戦すること。チームベンチや更衣室近くにいることや、グラウンド等に立入ることは出来ない。
  - (ロ) 観客席等からコーチ(指示)をしてはならない。
6. この規程に対して、監督としてその適用や管理方法に不備(例えば、出場停止であるのに出場させた等)があった場合、(一社)京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会で検討し、チーム又は、監督に対して処分を行なう。

※ 懲罰の内容は、警告、譴責の他に下記の事項を適用することがある。

- (1) チームには、リーグ戦の成績(勝ち点)をマイナスする。
- (2) 無効試合(場合によっては再戦の義務あり)
- (3) 減点もしくは、得点の無効
- (4) 現在又は今後の大会への参加禁止
- (5) 特定数の試合、特定期間の出場停止

以上のこと又は、これらに関連して不明な点や質問確認事項があれば、  
京都フットボール連盟事務局に文書で照会してください。(FAX 075-212-6221)